

## 青森県卓球連盟 慶弔規程

(目的)

第1条 本連盟の役員および選手等の慶弔に関して次のとおり定める。

(慶祝)

第2条 本連盟役員および選手等が全日本クラスの大会において優勝および国際大会（オリンピック、世界選手権大会）に選抜された場合、次のとおり祝意を表する。

(1) 全国優勝の場合

連盟が主催する優勝祝賀会の席上へ招待し祝意を表する。表彰は次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ア 全日本卓球選手権大会において優勝した者。
- イ 国民体育大会において優勝した者。（青森県代表として出場した者に限る。）
- ウ 全日本実業団大会において優勝した者。
- エ 全日本学生選手権大会、全日本大学対抗大会において優勝した者。
- オ 全国高等学校体育連盟が主催する全国高等学校選手権大会又は全国高等学校選抜大会において優勝した者。
- カ 全国を統括する連盟・協会が主催する中学生、小学生の全国大会において優勝した者。
- キ その他上記に掲げる者と同等の成績があったと認められる者。

(2) 国際大会に選抜された場合

- ア 祝電
- イ 壮行会
- ウ 金一封

(弔慰)

第3条 本連盟加盟の役員および名誉会長、顧問、参与等が死亡された場合、次の基準により弔慰を表する。

(1) 役員死亡

花輪1基、香典1万円、弔電

(2) 名誉会長、顧問、参与等死亡

香典5千円、弔電

(3) 役員の配偶者死亡

香典5千円、弔電

(4) この外、必要があると判断された場合は会長が決定する。

付則

本規程の改廃は会長が決定する。

本規程は平成26年2月22日から施行する。